

< 様式 >

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官室「税制改正要望担当」宛

平成 23 年度厚生労働省税制改正に関する要望

要望者名 (個人の場合は年齢、性別、 ご職業をご記入ください。 法人の場合は部署名及び担 当者名もご記入ください。)	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長 木村 隆次 (担当者 総務課 宇吹博志)
住所 (法人の場合は所在地)	東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
電話番号	03-3518-0777
F A X 番号	03-3518-0778
電子メールアドレス	soumuka@jcma.or.jp

要望項目名	介護支援専門員資質向上事業の指定研修実施機関に係 る法人税等の取り扱いについて
種別	1. 新しい税制措置に係るもの 2. 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに○印を付してください。
要望税目	国税(法人税、消費税) 地方税(事業税)
関係法令(条項)	介護保険法 第 69 条 33
要望内容の詳細	介護支援専門員資質向上事業に位置付けられる各種研 修(現任研修、資格更新研修などの生涯学習研修)の指 定・受託実施機関(一般社団法人 日本介護支援専門員 協会都道府県支部等)が研修を実施することによって 得る所得に対する法人税等の非課税措置(特別措置)の 創設
措置を必要とする期間	介護支援専門員の資格更新制度が継続される間
要望理由 (必要性・妥当性)	平成 18 年 4 月の介護保険法改正において、介護支援専 門員の資格更新制・研修受講が義務付けられました。 また、平成 18 年 6 月に厚生労働省より「介護支援専門 員資質向上事業実施要綱」が都道府県に通知されまし た。この事業に関する研修を公益事業とみなし、指定 および委託を受けた研修実施機関(一般社団法人 日本 介護支援専門員協会都道府県支部等)が、現任・更新研

	修を実施することによって得る所得については、法人税等の非課税としての取り扱いを要望いたします。
期待される効果	介護保険法第 69 条の 33 に定められた指定研修実施機関および都道府県知事から委託を受けた実施機関は、これらに基づいて介護支援専門員の資質向上のため研修を実施しています。このことにより利用者本位、自立支援、公正中立等の理念が徹底され、その専門性の向上を図ることによる、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現と介護保険給付の適正化に寄与することができます。
税収の減収見込額	
備考	

分かる範囲で簡潔に記入して下さい。

参考資料があれば添付して下さい。